

## 7月の税務カレンダー

固定資産税 第2期  
所得税の予定納税額の納付 第1期



## 国税庁のHPにて「国税における新型コロナウイルス感染拡大防止への対応と申告や納税などの当面の税務上の取扱いに関するFAQ」が更新されています

国税庁は、納税者から寄せられた質問等をFAQとして取りまとめています。  
今回はそのなかから、一部抜粋してご紹介いたします。

### 《企業が従業員の感染予防対策費用を負担した場合の取扱い》

当社では、新型コロナウイルス感染症に関する感染予防対策として、従業員が負担した次のような費用を従業員に支給する予定ですが、このような費用の支給については、従業員に対する給与として課税対象となりますか。

#### ①マスク、石鹸、消毒液、消毒用ペーパー、手袋などの消耗品の購入費

勤務時に使用する通常必要なマスク等の消耗品の購入費など従業員が一旦負担したものを企業が精算、またはマスク等を直接従業員に配布する場合 ⇒ 従業員に対する給与として課税されない

勤務とは関係なく使用するマスク等の消耗品の購入費(家庭用)を企業が負担、またはマスク等を従業員の家族など従業員以外の者を対象に支給するもの、感染予防手当など企業が従業員に対して毎月一定額を渡切りで支給する場合 ⇒ 従業員に対する給与として課税

#### ②感染が疑われる場合のホテル等の利用料・ホテル等までの交通費など

職場以外の場所で勤務することを企業が認めている場合のその勤務に係る通常必要な利用料、交通費などについて、その費用を精算する方法または企業の旅費規定に基づいて、企業が従業員に対して一定の金銭を支給する場合。または企業が直接ホテル等に利用料等を支払う場合。  
⇒従業員に対する給与として課税されない

従業員が自己の判断によりホテル等の宿泊した場合の利用料や、予め支給した金銭について業務のために通常必要な費用として使用しなかった場合でもその金銭を企業に返還する必要がないもの  
⇒従業員に対する給与として課税

#### ③PCR検査費用、室内消毒の外部への委託費用など

企業の業務命令により受けたPCR検査費用や、テレワークに関連して業務スペースを消毒する必要がある場合の費用などについて、その費用を従業員が一旦負担したものを企業が精算する場合  
または、企業が検査機関や委託先等に費用を直接支払う場合  
⇒従業員に対する給与として課税されない

### <土地の価格について>

令和3年7月1日国税庁より令和3年1月1日時点での「路線価」が公表されました。国税庁のHPで誰でも閲覧することができます。手順としては、国税庁のHPから URLは <https://www.nta.go.jp/> です。

次に、路線価のURLは <https://www.rosenka.nta.go.jp/> です。次に、年度を選択し、該当する都道府県より市町村を選択し、該当する地点の「路線価図」を選択し、印刷することができます。

なお、各市町村には、固定資産税の評価額を決定するための「路線価」があります。国税庁の「路線価」とは異なりますので、ご注意ください。